厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表 令和８年 11 月９日

報道関係者各位

担当	厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課 課　　長　十倉　正直 主任監察監督官　小田桐　和宏 電話 011-709-2311（内線 3545）

令和７年の監督指導結果を公表します

北海道労働局（局長　村松（むらまつ）　達也（たつや））は、令和７年に労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等に係る監督指導※ の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

北海道労働局では、引き続き法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図るため、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業場に対し効果的な監督指導を実施します。

１　監督指導結果の概要（「資料」の１）

(1)　何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した7,720事業場のうち4,831事業場(62.6%)でした。

(2)　主な違反事項

①　労働災害の防止等に係る安全基準に関するもの	1,429件(18.5%)
②　違法な時間外労働など労働時間に関するもの	1,255件(16.3%)
③　賃金不払残業など割増賃金に関するもの	962件(12.5%)
④　健康診断の結果、異常所見がある方の医師等の意見聴取に関するもの	648件(8.4%)
⑤　労働条件の明示に関するもの	642件(8.3%)

２　業種別の違反状況（「資料」の２）

(1)　違反割合の高い主な業種は、①畜産・水産業85.3%、②運輸交通業81.3%、③製造業71.7%でした。

(2)　主な業種の違反事項及び違反割合

①　製　造　業	安全基準33.6%、労働時間19.4%、衛生基準19.0%
②　建　設　業	安全基準29.8%、労働時間6.2%、衛生基準5.3%
③　運輸交通業	労働時間46.2%、割増賃金22.8%、安全基準18.4%
④　商　　業	労働時間14.6%、割増賃金13.2%、健康診断9.2%
⑤　保健衛生業	労働時間22.1%、割増賃金21.3%、医師等の意見聴取12.8%

※　定期監督等に係る監督指導とは、計画的に労働基準監督官が行う事業場への立入調査等による是正・改善指導のこと

資料

1　監督指導結果の概要

(1)　令和５年から令和７年の各年に、北海道内の労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等に係る監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数及び違反事業場比率は、表１(※１)及び図１のとおりです。

令和７年は、7,720 件のうち 4,831 件(62.6%)で労働基準関係法令違反が認められました。

また、労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分(※２)は 310 件（4.0%）でした。

表１　監督指導実施状況・法違反状況

令和7年　監督実施状況及び措置状況

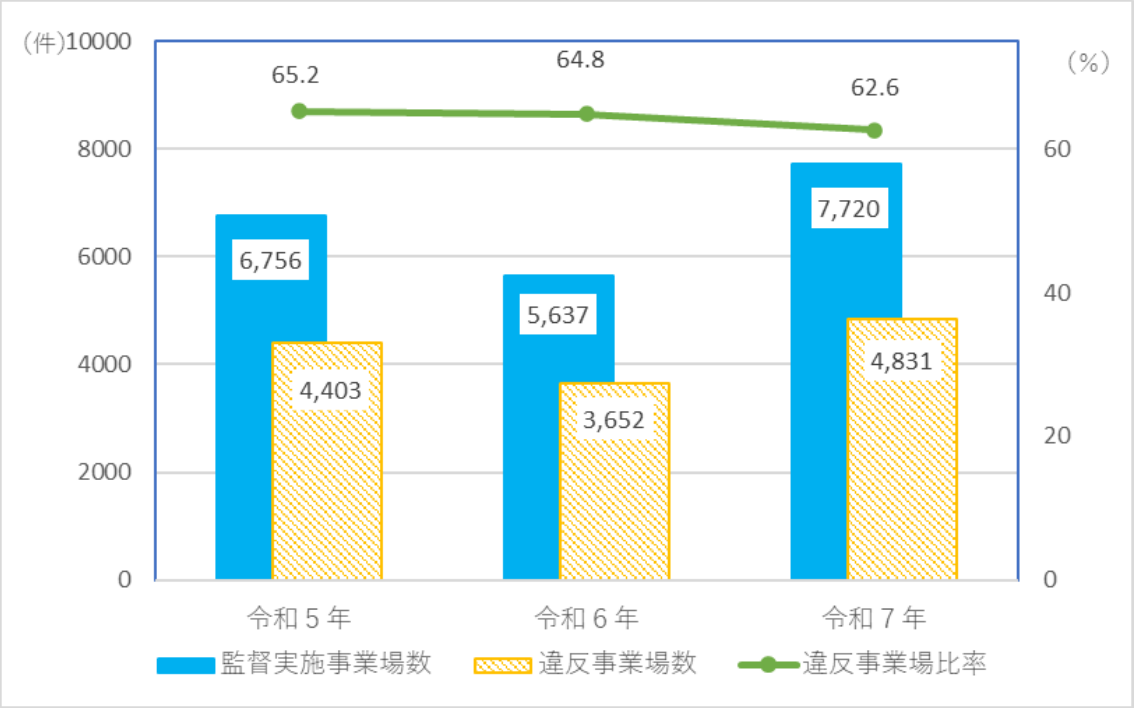
上段:事業場数
下段:違反事業場比率

年	業種（※１）	監督指導実施事業場数	違反事業場数	使用停止等処分対象事業場数（※２）	主な違反状況(労働基準法)			主な違反状況(労働安全衛生法)				
					15条	32 34 35 36条	37条	20～25条		66条	66条の4	66条の8の3
					労働条件の明示	労働時間	割増賃金	安全基準	衛生基準	健康診断	医師等の意見聴取	時間把握
令和7年	全業種	7,720	4,831	310	642	1,255	962	1,429	394	455	648	361
			62.6%	4.0%	8.3%	16.3%	12.5%	18.5%	5.1%	5.9%	8.4%	4.7%
	製造業	1,096	786		117	213	168	368	208	102	148	46
			71.7%		10.7%	19.4%	15.3%	33.6%	19.0%	9.3%	13.5%	4.2%
	建設業	2,690	1,746		80	167	128	802	142	36	100	52
			64.9%		3.0%	6.2%	4.8%	29.8%	5.3%	1.3%	3.7%	1.9%
	運輸交通業	364	296		62	168	83	67	7	8	62	15
			81.3%		17.0%	46.2%	22.8%	18.4%	1.9%	2.2%	17.0%	4.1%
	農林業	128	81		14	6	5	43	1	8	14	12
			63.3%		10.9%	4.7%	3.9%	33.6%	0.8%	6.3%	10.9%	9.4%
	畜産･水産業	95	81		11	0	4	15	3	24	14	14
			85.3%		11.6%	0.0%	4.2%	15.8%	3.2%	25.3%	14.7%	14.7%
	商業	1,333	639		116	195	176	55	15	123	87	76
			47.9%		8.7%	14.6%	13.2%	4.1%	1.1%	9.2%	6.5%	5.7%
	保健衛生業	798	482		92	176	170	3	5	41	102	53
			60.4%		11.5%	22.1%	21.3%	0.4%	0.6%	5.1%	12.8%	6.6%
	接客娯楽業	526	307		80	142	97	16	2	83	41	35
			58.4%		15.2%	27.0%	18.4%	3.0%	0.4%	15.8%	7.8%	6.7%
	清掃･と畜業	171	110		18	38	24	27	2	13	21	11
			64.3%		10.5%	22.2%	14.0%	15.8%	1.2%	7.6%	12.3%	6.4%
	その他	519	303		52	150	107	33	9	17	59	47
			58.4%		10.0%	28.9%	20.6%	6.4%	1.7%	3.3%	11.4%	9.1%
令和6年	全業種	5,637	3,652									
			64.8%									
令和5年	全業種	6,756	4,403									
			65.2%									

(※1)　業種は、監督指導実施事業数が概ね 100 を超えるものを掲げました。

(※2)　機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、労働基準監督官がただちに機械等の使用停止や作業禁止などを命ずる行政処分のこと。

図１　監督指導実施事業場数等の状況



(2)　主な違反事項別の違反事業場数等は図２、違反の態様は表２のとおりです。

労働災害の防止等に係る安全基準に関するものが 1,429 件(18.5%)と最も多く、次いで違法な時間外労働など労働時間に関するものが 1,255 件(16.3%)、割増賃金に関するものが 962 件(12.5%)、健康診断の結果、異常所見がある方の健康を保持するための措置についての医師等の意見聴取に関するものが 648 件(8.4%)、書面を交付していないなど労働条件の明示に関するものが 642 件（8.3%）となっています。

図２　主な違反事項別の違反事業場数等の状況

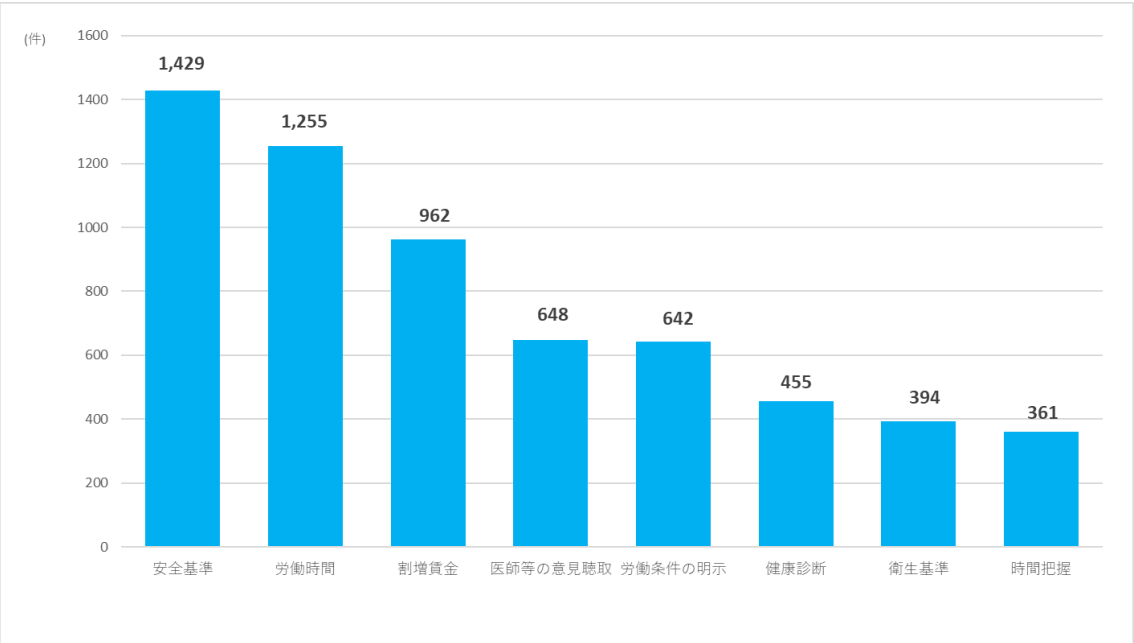


表２　主な違反事項の態様

違 反 事 項	主な態様
労働条件の明示 （労基法第 15 条）	・労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
労働時間 （労基法第 32、34～36 条）	・時間外労働に関する協定（36 協定）の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 ・36 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えて時間外・休日労働を行わせている。
割増賃金 （労基法第 37 条）	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
安全基準 （安衛法第 20～25 条）	・開口部等墜落の危険がある箇所に墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・機械に有効な安全装置を設けていない。 ・機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。
衛生基準 （安衛法第 20～25 条）	・特定化学物質や有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない。 ・特定化学物質や有機溶剤等を取り扱う事業場において、取扱い上の注意事項等を掲示していない。 ・粉じん作業において、必要な呼吸用保護具を使用させていない。
健康診断 （安衛法第 66 条）	・常時使用する労働者に対して、１年以内ごとに１回、定期に健康診断を行っていない。 ・有害業務に従事する労働者に対して、６か月以内ごとに１回、定期に特定健康診断を行っていない。
医師等の意見聴取 （安衛法第 66 条の４）	・健康診断の結果、異常の所見があると診断された者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴いていない。
労働時間の把握の状況 （安衛法第 66 条の８の３）	・出勤簿に押印するのみで、タイムカード等客観的に把握できる方法で労働時間を把握していない。 ・管理者について労働時間の把握を行っていない。

※労基法：労働基準法、安衛法：労働安全衛生法

２　業種別の違反状況

(1) 概要

主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況等は図３、図４のとおりです。

また、中小企業に対しては、法令や労務管理に関する知識が必ずしも十分ではないと考えられることから、法違反の解消に向け、懇切・丁寧に指導しています。

図３　主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況

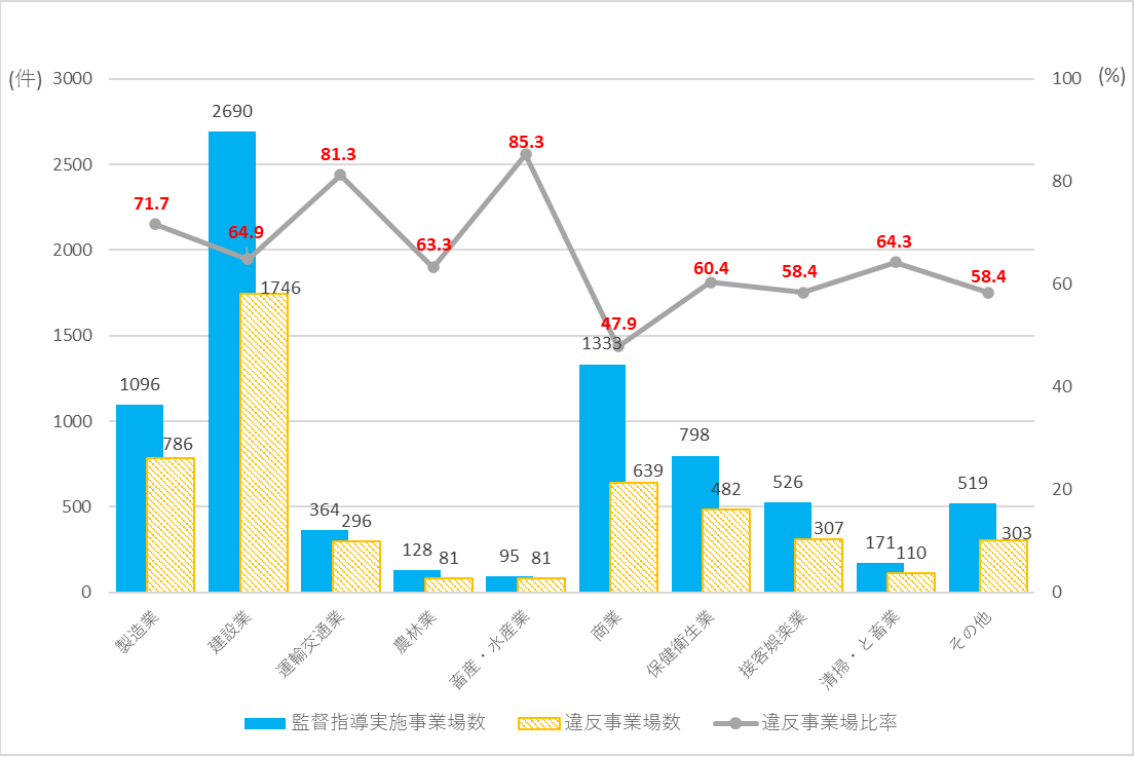
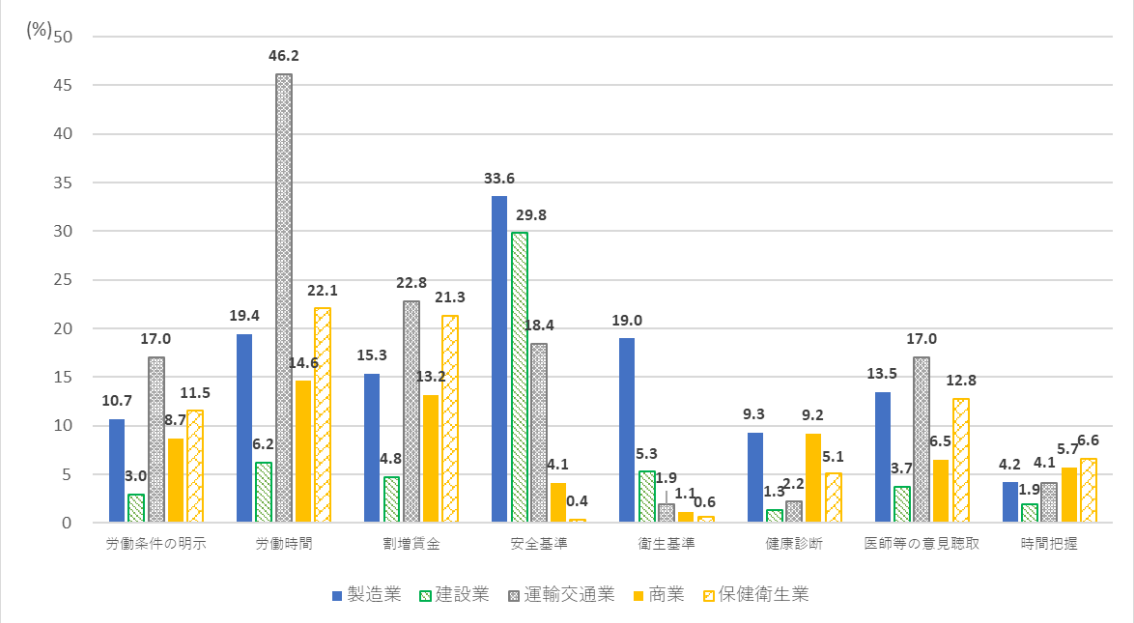


図４　主な業種別・違反事項別違反事業場比率



(2) 製造業

機械・設備等の安全基準に関する違反が 368 件（33.6%）と最も多く、次いで違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 213 件（19.4%）、衛生基準に関する違反が 208 件（19.0%）となっています。

(3) 建設業

違反事項としては、建設工事現場への指導における墜落防止措置などの安全基準に関する違反が 802 件（29.8%）、と最も多くなっています。

元請事業者が下請事業者に対して必要な指導を行っていないことが要因となっている場合もあることから、元請事業者及び下請事業者の両者に対して指導を行っています。

(4) 運輸交通業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 168 件（46.2%）、次いで割増賃金に関する違反が83件(22.8%)、機械・設備等の安全基準に関する違反が67件(18.4%)となっています。

(5) 商業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 195 件（14.6%）と最も多く、次いで割増賃金に関する違反が 176 件(13.2%)、健康診断に関する違反が 123 件(9.2%)となっています。

(6) 保健衛生業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 176 件（22.1%）、次いで割増賃金に関する違反が 170 件（21.3%）、健康診断の結果、異常所見がある方の健康を保持するための措置についての医師等の意見聴取に関する違反が 102 件（12.8%）となっています。